

ガス・電気セット割

[付帯メニュー定義書]

平成29年4月1日 実施

日本瓦斯株式会社

目 次

1. 定 義	1
2. 適用条件	1
3. 割引内容	1
4. 適用期間	2
5. 適用廃止	2
6. 本定義書（ガス・電気セット割）の変更および廃止	2
7. その他	3
付則 1. 実施の期日	3

本定義書（ガス・電気セット割）は、当社との間でガス供給及び使用に関する契約を締結している家庭用のお客さまが、当社と電気の需給契約を締結し、供給を受けている場合に、当社の一般ガス供給約款（基本約款）および個別約款にもとづき計算されるガス料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。

1. 定義

- （１）一般ガス供給約款（基本約款）および個別約款に定義される言葉は、本定義書においても同様の意味で使用します。
- （２）本定義書における個別約款とは、家庭用暖房料金契約とエネファーム料金契約のことをいいます。

2. 適用条件

当社は、以下の条件を満たすお客さまからのお申込みを当社が承諾した場合に本定義書を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- （１）お客さまが、一般料金契約、家庭用暖房料金契約又はエネファーム料金契約のいずれかの契約者であり、かつ、当社の電気供給約款にもとづく電気の契約（以下「電気の契約」といいます）の契約者であること。
- （２）お客さまの電気の契約における需要場所が、原則としてお客さまのガスの契約における需要場所の範囲内であること。
（なお、電気の契約における需要場所は、電気供給約款 2（３）によるものとします。）
- （３）ガスの契約により計算されるガス料金と電気の契約により計算される電気料金を合算払いすること。
- （４）お支払い方法が口座振替またはクレジットカード払いであること

3. 割引内容

当社は 2 に定める適用条件を満たすお客さまからのお申込みを承諾した場合には、お客さまの対象となる各個別約款の従量料金から下記に示す使用量種別ごとに設定した割引率を従量料金（原料費調整額を除く）に乗じて得た額（小数点以下の端数を切捨て／消費税相当額を含む）を割り引きます。

料金メニュー名称	使用量種別		割引率
一般料金	A	0 m ³ ～15 m ³ まで	0.5%
	B	15 m ³ を超え 30 m ³ まで	1.5%
	C	30 m ³ を超え 150 m ³ まで	3.0%
	D	150 m ³ を超える場合	4.0%
家庭用暖房料金	A	0 m ³ ～15 m ³ まで	0.5%
	B	15 m ³ を超え 30 m ³ まで	1.5%
	C	30 m ³ を超える場合	3.0%
エネファーム料金	A	0 m ³ ～15 m ³ まで	0.5%
	B	15 m ³ を超える場合	1.5%

4. 適用開始日

- (1) ガス・電気セット割の割引の適用開始日は、電気の契約成立日以降の最初のガスの定例検針日の翌日からといたします。

5. 適用廃止

当社は2に定める適用条件を満たさないことが判明した場合には、ガス・電気セット割の適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下の通りとします。

- (1) ガスの契約を解約する場合
一般ガス供給約款（基本約款）10による解約日
- (2) 電気の契約を解約する場合
当該事由発生日の直後のガスの検針日
なお、当該事由発生日の直後のガスの検針日までの間にガスの契約を解約した場合は、(1)で定める解約日
- (3) (1) (2) 以外の事由による場合
当該事由が発生したことを当社が確知した直後のガスの検針日

6. 本定義書（ガス・電気セット割）の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、一般ガス供給約款（基本約款）2に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、一般ガス供給約款（基本約款）2に準じます。

7. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款（基本約款）を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

本定義書は平成29年4月1日から実施いたします。但し、平成29年3月31日以前から継続して供給している需要家に対しては、平成29年4月の定例検針の翌日から実施いたします。